

辻原地区に火葬場建設反対の会 規約

第1条（名称）

本会は「辻原地区に火葬場建設反対の会」と称する。

第2条（目的）

本会は、辻原地区における火葬場建設計画に反対し、地域の環境と住民の生活を守ることが目的とする。

第3条（所在地）

本会の事務局は、会長の住所地に置く。

第4条（会員）

1. 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。
2. 会員は、所定の入会手続きを行うことにより入会する。
3. 会員は、退会届を提出することにより自由に退会できる。

第5条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 書記 1名
2. 役員は会員の中から選任する。
3. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 会長は会務を総理し、本会を代表する。
5. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長を代行する。
6. 会計は本会の会計事務を担当する。
7. 書記は、本会の議事録および書類事務を担当する。

第6条（会議）

1. 本会の最高決定機関は総会とする。
2. 総会は会長が招集し、会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。
3. 議事は出席者の過半数の同意により決定する。

第7条（会計）

1. 本会の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとし、定額の会費等は設けない。
2. 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
3. 会計は、総会で承認を受けなければならない。

第8条（規約の改正）

本規約は、総会において出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

第9条（解散）

本会は、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって解散することができる。
解散時の残余財産は、総会で決定する。

附則

この規約は、2025年8月24日から施行する。

役員一覧

役職	氏名	住所
会長	荻野 智久	中津川市千旦林 1776-7
副会長	荻野 勇人	中津川市千旦林 1698-5
副会長	荻野 正人	中津川市千旦林 1691
会計	木村 真治	中津川市千旦林 1762-8
書記	荻野晴美	中津川市千旦林 1698-5